

荒尾市人権教育・啓発基本計画



令和4(2022)年3月

荒尾市



ごあいさつ

荒尾市長
浅田 敏彦

21世紀は「人権の世紀」と言われ、真に人権が尊重される平和で豊かな社会の実現が望まれてきました。しかしながら、部落差別をはじめ、障がいのある人への差別、インターネットやSNSによる誹謗中傷、子ども・高齢者への虐待、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別など今なお、人権に関わる多くの問題が発生していることも事実です。

このような現状において、あらゆる差別に対し、私たち一人一人が他人事としてではなく、自分自身の問題として捉えなおし、より豊かな人権感覚を身につけることが肝要です。

現在、荒尾市では重点戦略であります「あらお未来プロジェクト」として5つのプロジェクトを掲げています。その中の一つ、「誰もがつながりを持ち、健康でいきいきとした暮らしをつくる」というコンセプト

のもと、年齢や性別、国籍等に関わらず、誰もが多様性を認め合い、尊重し、支え合うことができる地域社会の実現を目指しているところです。

今回、策定しました「荒尾市人権教育・啓発基本計画」では、人権教育及び人権啓発の方向性を定め、施策を取りまとめたものとなっています。本計画に基づきまして、さらに人権教育及び人権啓発を推進し、本計画の基本理念であります「人権文化の花咲くまち」の実現を目指したいと考えていますので、市民の皆様のより一層のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定に当たり、ご審議いただきました荒尾市人権擁護審議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和4（2022）年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画策定の目的	3
3 これまでの取り組み	3
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	6
第2章 人権問題の現状	7
1 人権に関する市民意識調査から見た人権問題の現状	7
2 新たに発生している人権問題	14
第3章 基本方針	15
1 基本理念	15
2 本計画の目標	15
3 施策の体系	17
第4章 人権教育・人権啓発の方向性	18
1 重点目標①「人権三法に関連する差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進」	18
2 重点目標②「世代や性を問わず一人一人の人権が尊重される暮らしの実現」	24
3 重点目標③「人権問題についての正しい理解の促進」	32
第5章 推進体制	34
1 計画の推進	34
2 計画の評価	34

資料編

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯

人権に関する施策については、本市をはじめ、国や県においても、法律の施行、条例の改正、計画の策定及び改正などが行われてきました。

また、本市では人権に関する市民意識調査やまちづくりアンケートなどを実施し、人権尊重を意識した取り組みを進めています。

人権教育のための国連10年・荒尾市行動計画の策定

平成6（1994）年の国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」とし、その中で人権教育の概念は、「人権とは何かについて学習し、人権を守り育てる社会や個人を育成する」とされ、「教育を受けることそのものが人権である」とする行動計画が示されました。

そこで、本市においても、平成14（2002）年に「人権教育のための国連10年・荒尾市行動計画」を策定しました。「人権教育のための国連10年」が終了した平成17（2005）年からは、「人権教育のための荒尾市行動計画」へと移行し、人権教育及び人権啓発を行ってきました。

人権に関する3つの法律の施行

平成28（2016）年4月に「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、同年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）がそれぞれ施行されました。3つの法律に共通して、差別の解消の推進に関して必要な施策を講じることが明示されています。

これら3つの法律は、人権に関する法律として、「人権三法」と位置付けられています。

人権に関する市民意識調査の実施

本市では、令和元（2019）年度に、市民の人権に関する意識の把握及び今後の人権教育・啓発に関する施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に人権に関する市民意識調査を実施しました。

調査の中で、人権に関する人権教育の必要性についての項目では、「大切だと思う」と「ある程度大切に思う」と回答した人をあわせた『大切だと思う』層は85.6%となっており、人権教育に対しての期待が高いことが示された結果となりました。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例の施行

熊本県は、平成7（1995）年に、「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を定め、結婚や就職に際しての部落差別の発生を防止する取り組みを行ってきました。

近年では、情報化の進展に伴い、部落差別を取り巻く状況も変化しており、これらに対応し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、同条例を全部改正した「**熊本県部落差別の解消の推進に関する条例**」を令和2（2020）年6月に施行しました。

熊本県人権教育・啓発基本計画の改定

熊本県では、平成16（2004）年に、「熊本県人権教育・啓発基本計画」を策定し、3～4年ごとに改定を行いながら、人権教育・啓発の施策の充実を図っています。

平成28（2016）年1月の改定以降、新型コロナウイルス感染症関連の誹謗中傷の発生、人権三法の施行、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」の施行されたことなどを踏まえ、令和2（2020）年12月に改定（第4次改定）されています。

2 計画策定の目的

本計画は、これまでに行ってきた本市の人権に関する施策及び市民意識調査の結果、国や県における人権に関する施策をもとに、人権教育及び人権啓発の方向性を定め、取り組みを行うことで、これまで以上に人権教育及び人権啓発を推進していくことを目的としています。

3 これまでの取り組み

本市では、これまで関係団体との協働により人権教育・啓発の推進に努めてきました。

昭和44（1969）年に設立された荒尾市同和教育研究会（現：荒尾市人権同和教育研究協議会、以下「市同教」という。）は、市内の教職員、教育関係者や行政などの関係団体をもって構成されており、研究大会などを通して、人権教育を推進しています。

昭和55（1980）年には、荒尾市隣保館が開館し、部落問題の解決にむけて啓発、広報事業や研修、相談事業などを行っています。平成16（2004）年からは、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の解消へと役割が拡大し、名称が荒尾市人権啓発センターへ変更となっています。

昭和57（1982）年、社会教育団体の代表者で組織する荒尾市社会同和教育推進協議会（現：荒尾市社会人権教育推進協議会、以下「社人協」という。）を設立し、社会教育関係者を通して人権教育を推進しています。

また、平成7（1995）年に「荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例」を制定し、同年、人権擁護審議会を設立、法整備もなされ、行政をあげて部落差別をはじめあらゆる人権問題の解決に取り組む体制が整いました。

平成13（2001）年には、広く市民を対象とした啓発イベント「荒尾市人権フェスティバル」を開催し、現在も継続されています。このイベントには、毎年1,000人を超える参加があり、本市を代表する人権啓発イベントの一つとなっています。

また、同年9月には、市役所各課に荒尾市人権教育啓発推進員（以下「推進員」という。）を配置しました。以降、課内で指導的立場にある職員が推進員として選出され、推進員を対象とした研修会を毎年開催しています。

平成14（2002）年には、「人権教育のための国連10年」の行動計画が示されたのを受けて、「人権教育のための国連10年・荒尾市行動計画」を策定しました。「人権教育のための国連10年」が終了した平成17（2005）年からは、「人権教育のための荒尾市行動計画」へと移行しています。

令和元（2019）年からは、個人情報の不正利用を防止するため、第三者が住民票や戸籍を取得した際、あらかじめ登録をしている本人へ交付を知らせる「本人通知制度」を導入しています。

さらに、同年には、今後の人権問題の解決を図るための基礎資料を得ることを目的とした市民意識調査を実施しました。

そのほかに、広域的な取り組みとして、荒尾・玉名地区の2市4町（荒尾市、玉名市、南関町、長洲町、和水町、玉東町）をはじめ、人権教育・啓発を推進する団体等で構成している「荒尾・玉名地区人権・同和教育推進協議会」において、荒尾・玉名地区の子どもたちの進路保障や懇談会、研究集会を取り組み、さらに部会を組織して実践的研究及び調査を行い、人権教育の推進をしています。

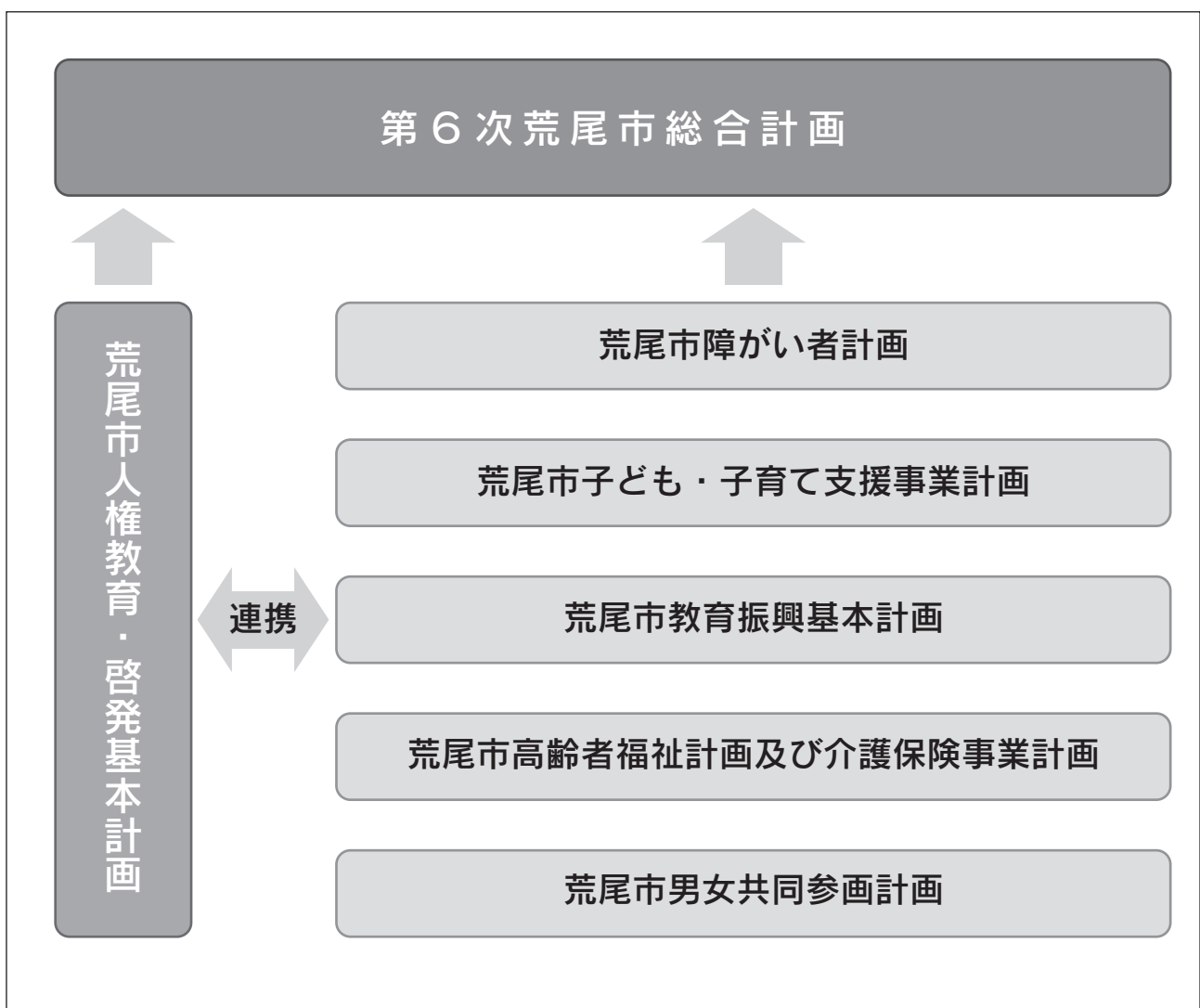
上記の取り組みのほか、関係団体との連携・協働により、様々な人権教育・啓発に取り組んでいます。

4 計画の位置づけ

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」）第五条に基づき策定するもので、本市の施策運営の基本となる「第6次荒尾市総合計画」におけるプロジェクトの一つに位置づけられています。また、荒尾市教育振興基本計画など人権問題に関連する他の計画と連携を図り、今後、本市が取り組む人権教育及び人権啓発の推進及び人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の取り組みを示すものです。

さらに、国連が採択した持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、本計画を推進することとします。

なお、持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標との関連性を明示するため、次ページに本計画に関連するアイコンを表示します。



関連する持続可能な開発目標（SDGs）のアイコン



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年代のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する

16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

5 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

1 人権に関する市民意識調査から見た人権問題の現状

本市では、今後の人権問題の解決を図るための基礎資料を得ることを目的として、令和元（2019）年度に、人権に関する市民意識調査を実施しました。この調査結果を基に本計画をはじめ、人権に関する施策を講じていきます。

人権に関する市民意識調査の概要

調査対象：20歳以上80歳未満の市民2,000人（無作為抽出）

調査方法：郵送による配布及び回収（一部インターネットからの回答あり）

回答数：713件（回答率35.7%）

調査期間：令和元（2019）年11月25日～同年12月13日

調査内容：部落差別や障がい者に対する差別などの人権問題について（33項目）

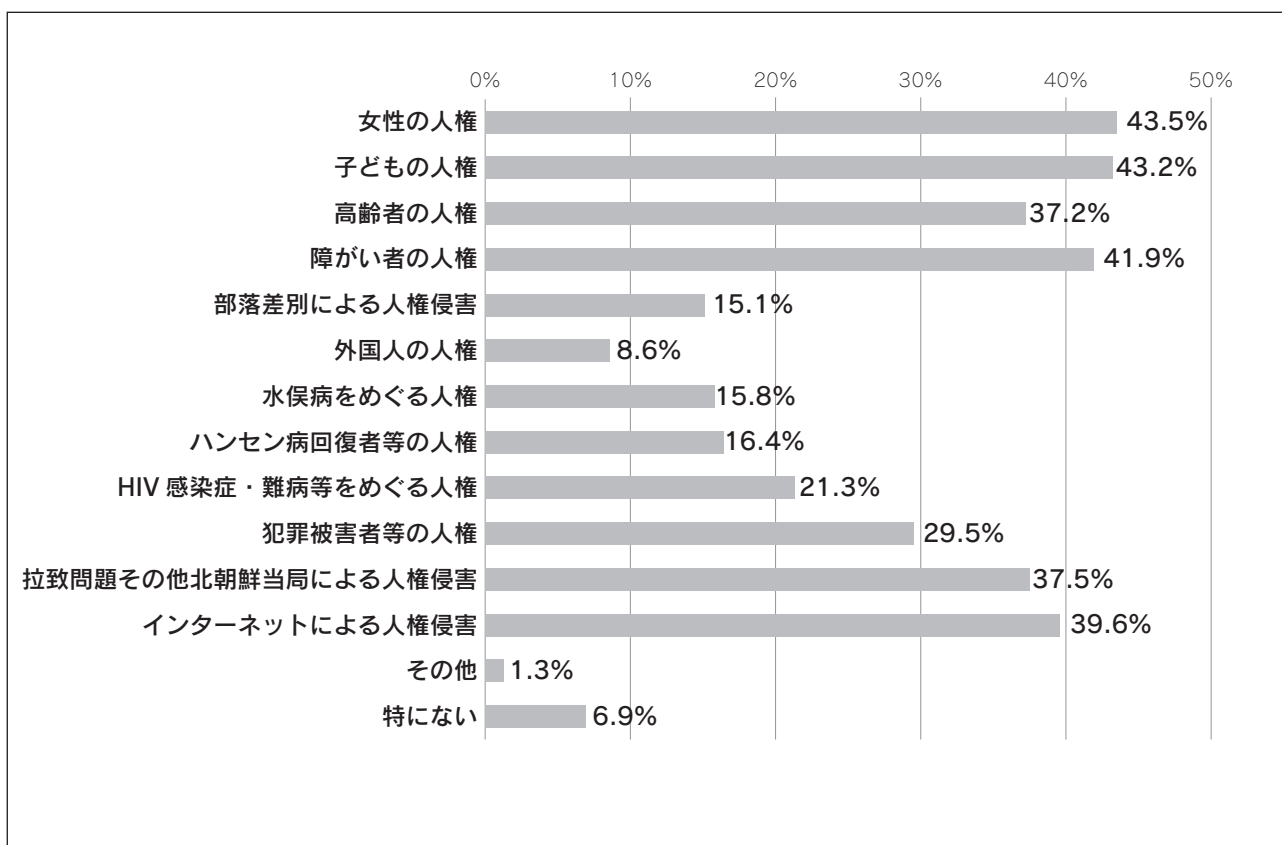
人権に関する市民意識調査の結果から見た現状

① 関心が高い人権問題

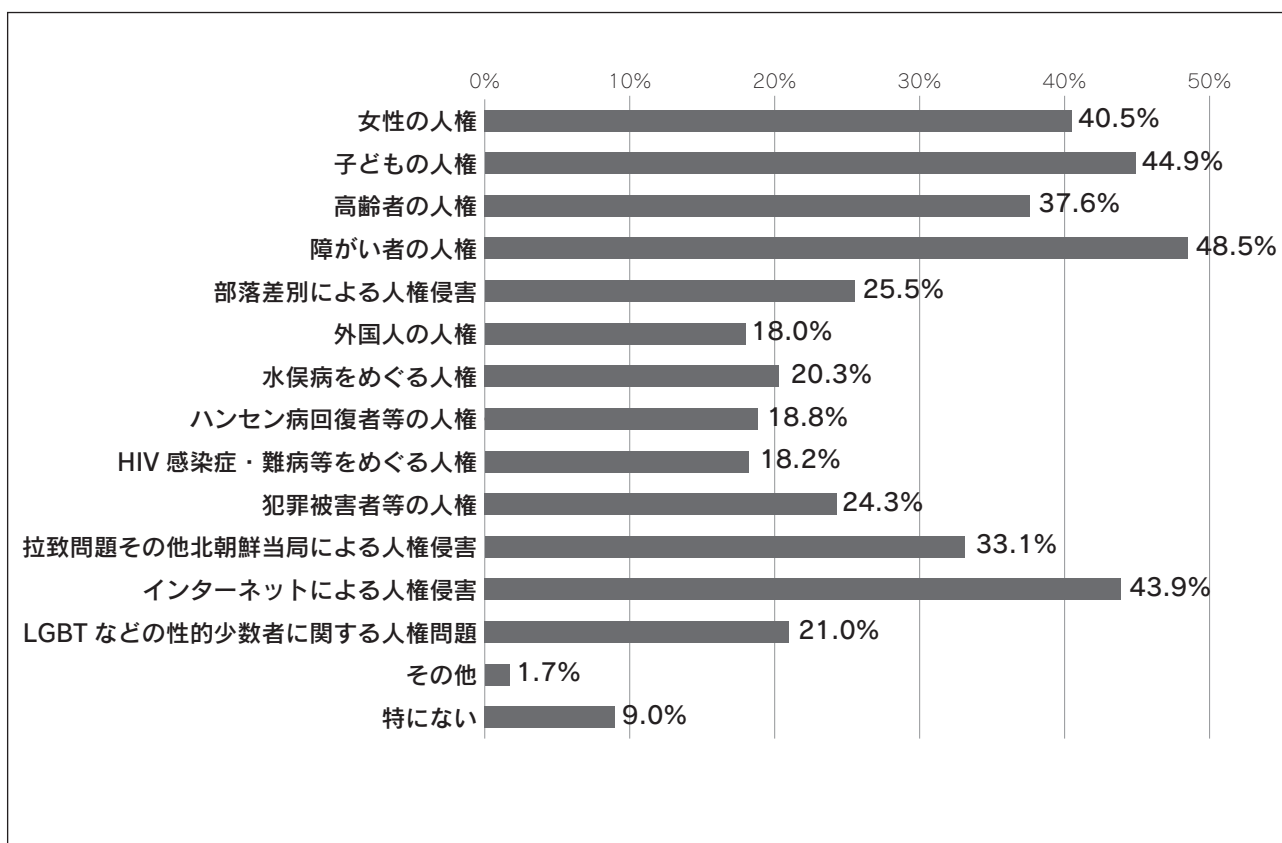
関心がある人権問題についての設問では、「障がい者の人権」、「子どもの人権」、「インターネットによる人権侵害」の順に関心が高く、40%を超えています。この3項目は、順位は異なりますが、平成26年度に行われた熊本県の県民意識調査でも同様に高くなっています。

また、「部落差別による人権侵害」は、県民意識調査と比較して10ポイント以上高い、25.5%に上っています。

【人権に関する県民意識調査】 平成26（2014）年度実施



【人権に関する市民意識調査】 令和元（2019）年度実施

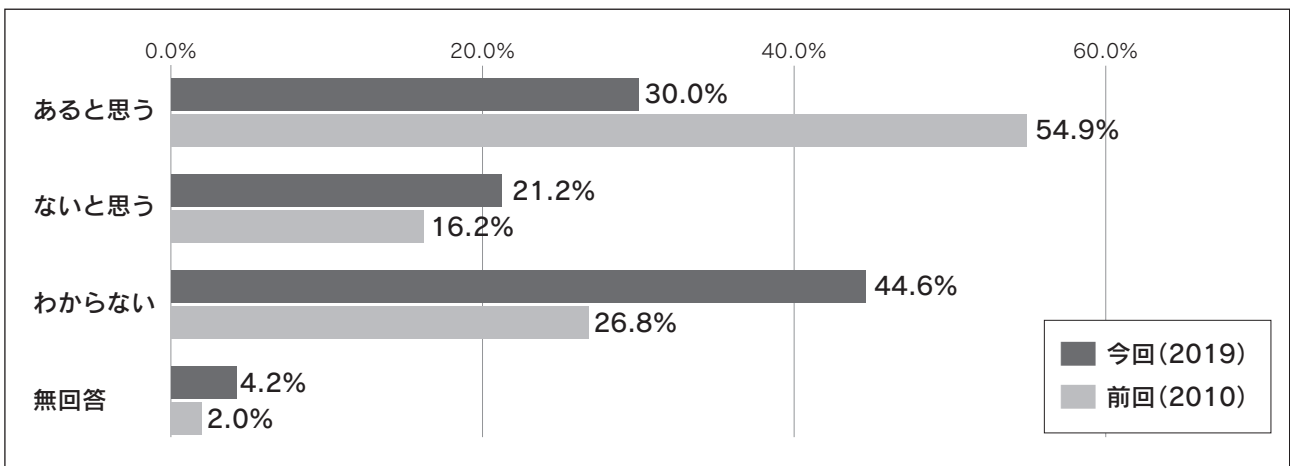
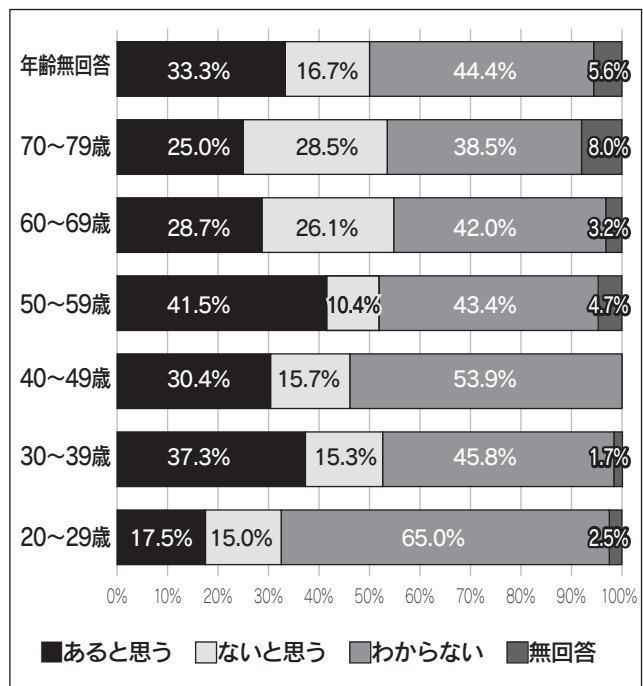
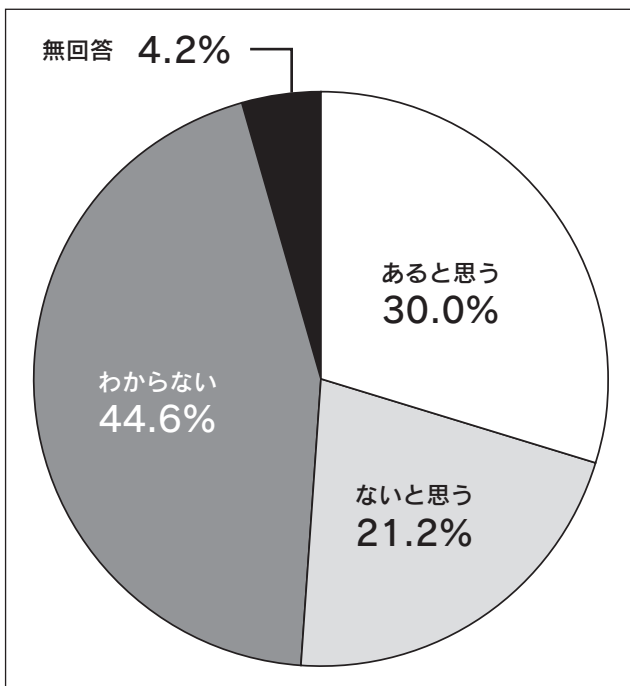


② 法律の施行後も続く部落差別

「被差別部落の人に対して、教育・職業・結婚について現在も悪質な部落差別事象、事件などがあると思いますか」の問いに対して、30%の人が「あると思う」と回答しています。前回の調査時と比較して、減少したものの、「部落差別解消推進法」が施行後も依然として、部落差別が存在することを示しています。

また、「わからない」と回答した人が、前回（平成22（2010）年度）の26.8%から約18%増えて44.6%となっています。差別の現実が見えづらくなっていることや差別に関心になっっている可能性が高くなっています。

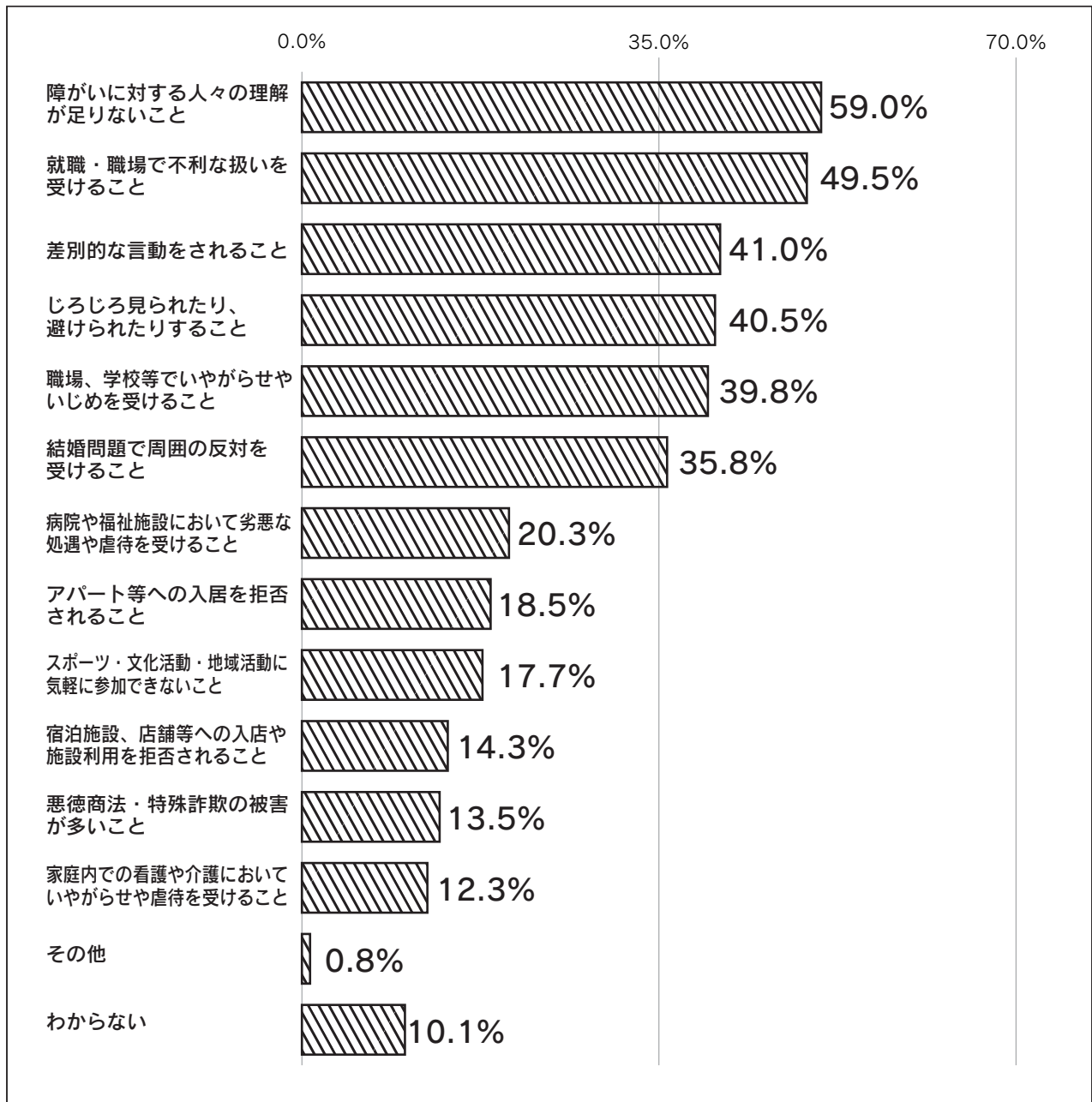
【人権に関する市民意識調査】 令和元（2019）年度実施



③ 障がい者の人権

障がい者の人権について、どのようなことが人権問題となっているかの設問（複数回答可）では、「障がいに対する人々の理解が足りない」と回答した人が59.0%と最多となっています。

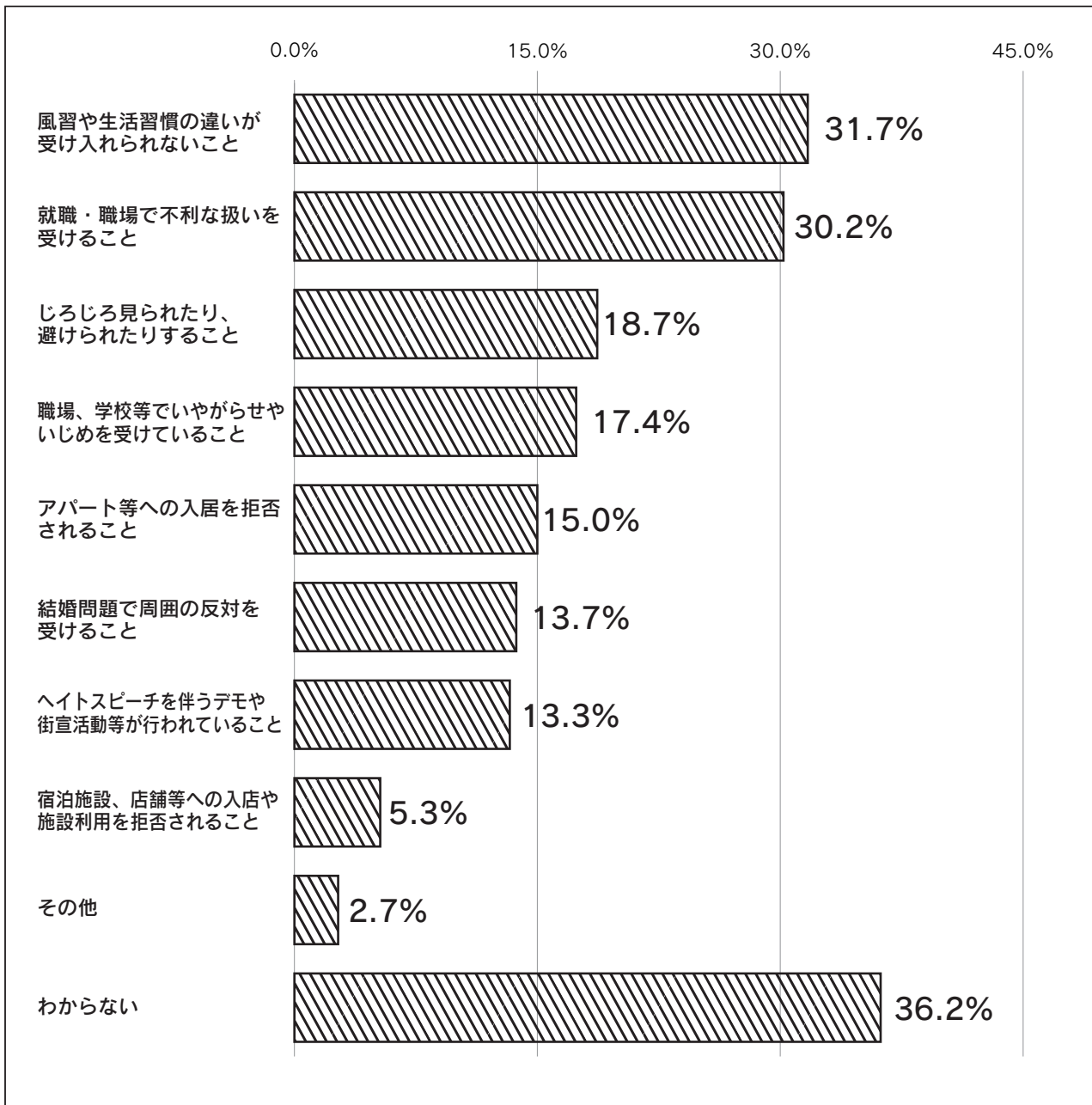
平成28（2016）年度に施行された「障害者差別解消法」の目的にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向け、障がいについて理解してもらう取り組みが必要となっていることが示されています。



④ 外国人の人権

日本に居住している外国人について、どのようなことが人権問題となっているかの設問（複数回答可）では、「わからない」と回答した人が36.2%で最多となっており、2番目に多かったのが、「風習や生活習慣の違いが受け入れられないこと」と回答した人で31.7%となっています。また、関心がある人権問題についての設問でも、「その他」と「特になし」を除いた中で、1番関心が低い結果となっている。

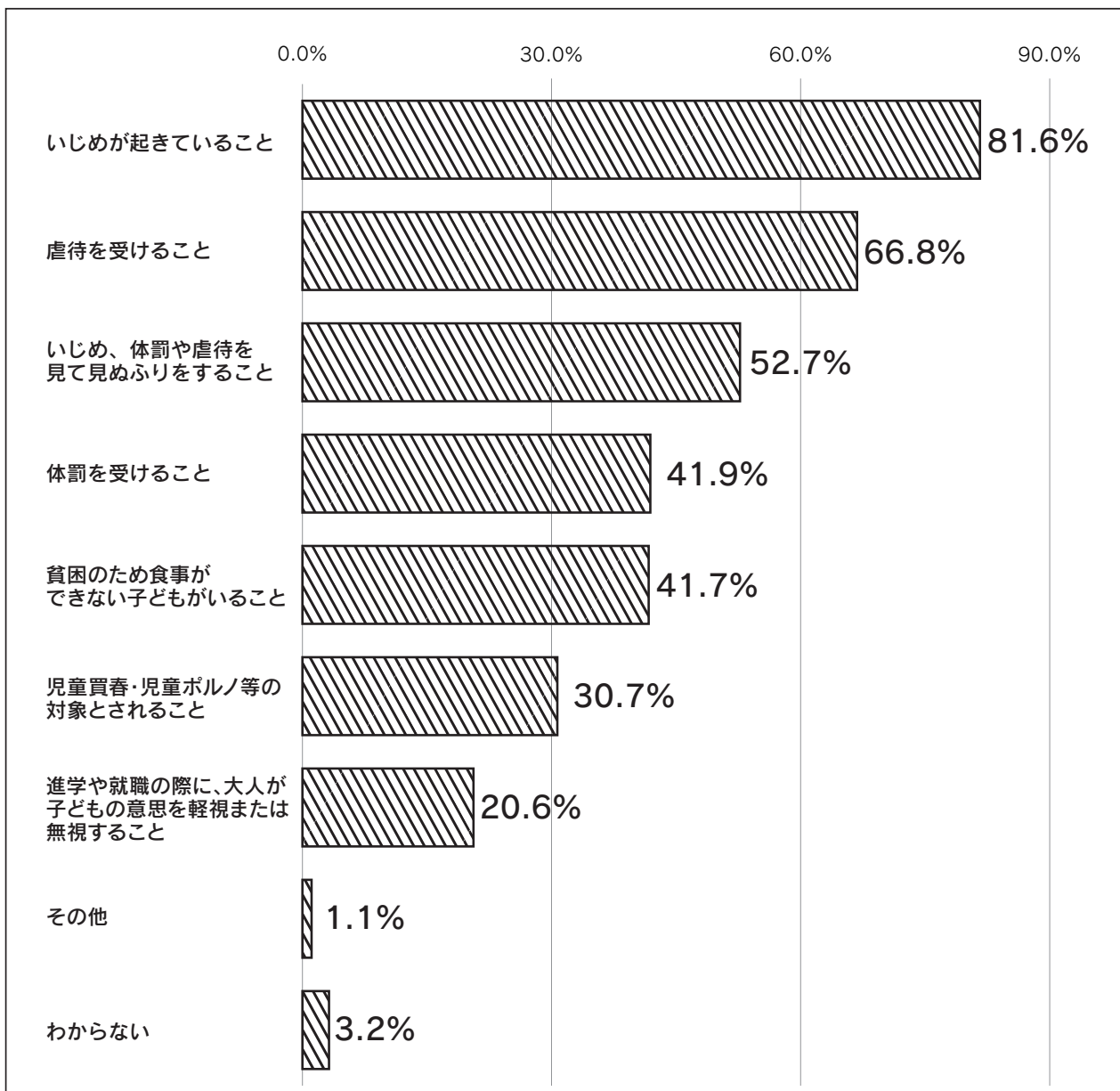
これらの結果から、どのようなことが問題となっているかを含めた相互理解が必要となっていることが示されています。



⑤ 子どもの人権

子どもの人権について、どのようなことが人権問題となっているかの設問（複数回答可）では、「いじめが起きていること」と回答した人が81.6%と最多となっています。全国的にもいじめが大きな社会問題となっており、文部科学省が発表した令和元（2019）年度の小学校から高校などが認知したいじめの件数は、約61万件で過去最多となっています。

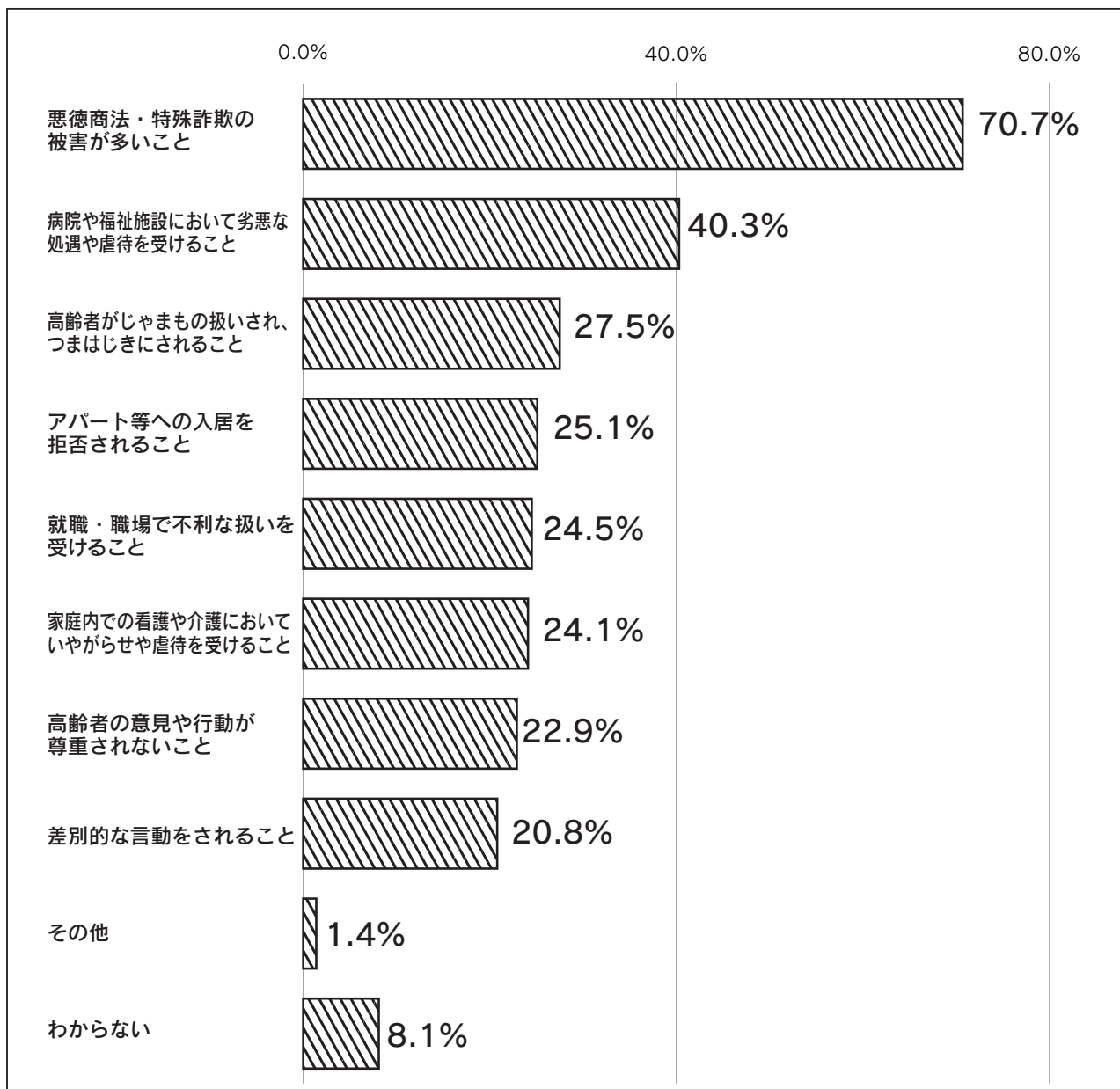
また、2番目に多かったのが「虐待を受けること」で、66.8%に上っています。厚生労働省が発表した令和2（2020）年度の児童虐待相談対応件数（速報値）は20万件超で、前年度より1万件以上増加し、過去最多となっており、こちらも大きな社会問題となっています。



⑥ 高齢者の人権

高齢者に関して、どのような人権問題が起きているかの設問（複数回答可）では、「**悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと**」と回答した人が**70.7%**と最多となっています。全国的にも大きな社会問題となっており、警察庁の発表によると、令和2（2020）年に高齢者（65歳以上）が被害にあった特殊詐欺件数は11,587件にのぼっています。

また、2番目に多かったのが「**劣悪な処遇や虐待を受けること**」で、**40.3%**に上っています。厚生労働省の発表によると、2019（令和元）年度の要介護施設従事者等による虐待判断件数は644件、家族等の養護者による虐待判断件数は16,928件となっており、こちらも大きな社会問題となっています。



2 新たに発生している人権問題

本市では、令和元（2019）年度に、人権に関する市民意識調査を実施し、13項目の人権問題について、調査を行いました。調査以降も新たな人権問題が発生しています。

新型コロナウイルス感染症に関連して発生している人権問題

新型コロナウイルス感染症感染者やその関係者に対して心無い言葉を発したり、医療従事者やその家族に対して、過剰な反応を示したりすることが起きてしまっています。

法務省の発表によると、令和2（2020）年3月から令和3（2021）年2月までに、新型コロナウイルス感染症関連の人権相談は2,380件以上に上っています。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関連した問題も発生しています。ワクチン接種は全国的に進んでおり、多くの方が2回目の接種を完了していますが、一方で、体質や持病等の身体的な理由を含め、さまざまな理由により、ワクチンを接種することができない方、望まない方もおられます。そういった方に対して、接種を強制したり、差別的な扱いをしたりしてしまうことが発生しています。

こうした状況の中、令和3（2021）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられています。

○国及び地方公共団体の責務

- 新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握
- 新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援
- 新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析、提供、広報
- 啓発活動

第3章 基本方針

1 基本理念

「人権教育・啓発推進法」において、人権教育・啓発は、すべての人を対象として、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行われるものとされています。このことを踏まえ、本計画の基本理念として、次のとおり定めます。

「人権文化の花咲くまち」

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、子どもからおとなまでのすべての市民が一人一人の人権を尊重して考え、行動をとることができる「人権文化の花咲くまち」の実現を目指します。

2 本計画の目標

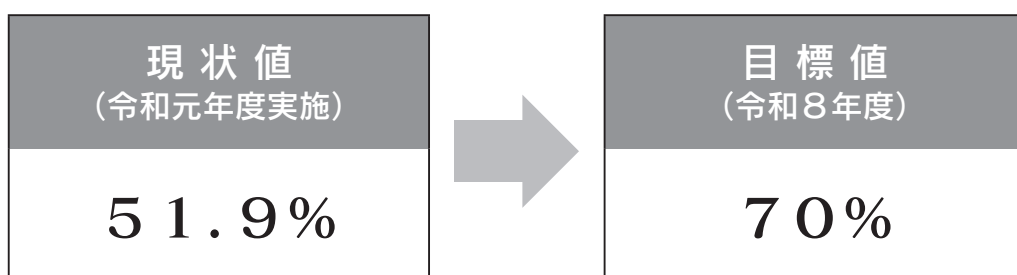
数値目標

本計画では、人権教育・啓発活動における数値目標を以下のように設定し、基本理念である「人権文化の花咲くまち」の実現を目指します。

【指標】

人権に関する市民意識調査における「人は『生まれや職業によって差別してはならない』と憲法にも定められていますが、あなたは世間一般でこのことが守られていると思いますか。」の問いに対して、「完全に守られている」、「かなり守られている」と答えた人を合わせた割合

【目標値】



重点目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の3つを重点目標として推進していきます。

① 人権三法に関連する差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進

人権に関する3つの法律に関連する差別（部落差別、障がいを理由とする差別、外国人及び外国出身の人に対する差別）の解消に向けて、人権教育・啓発を推進していきます。

② 世代や性を問わず一人一人の人権が尊重される暮らしの実現

年齢や性別などに関わらず、一人一人の人権が尊重され、暮らしていけるまちの実現を目指して、人権教育・啓発を推進していきます。

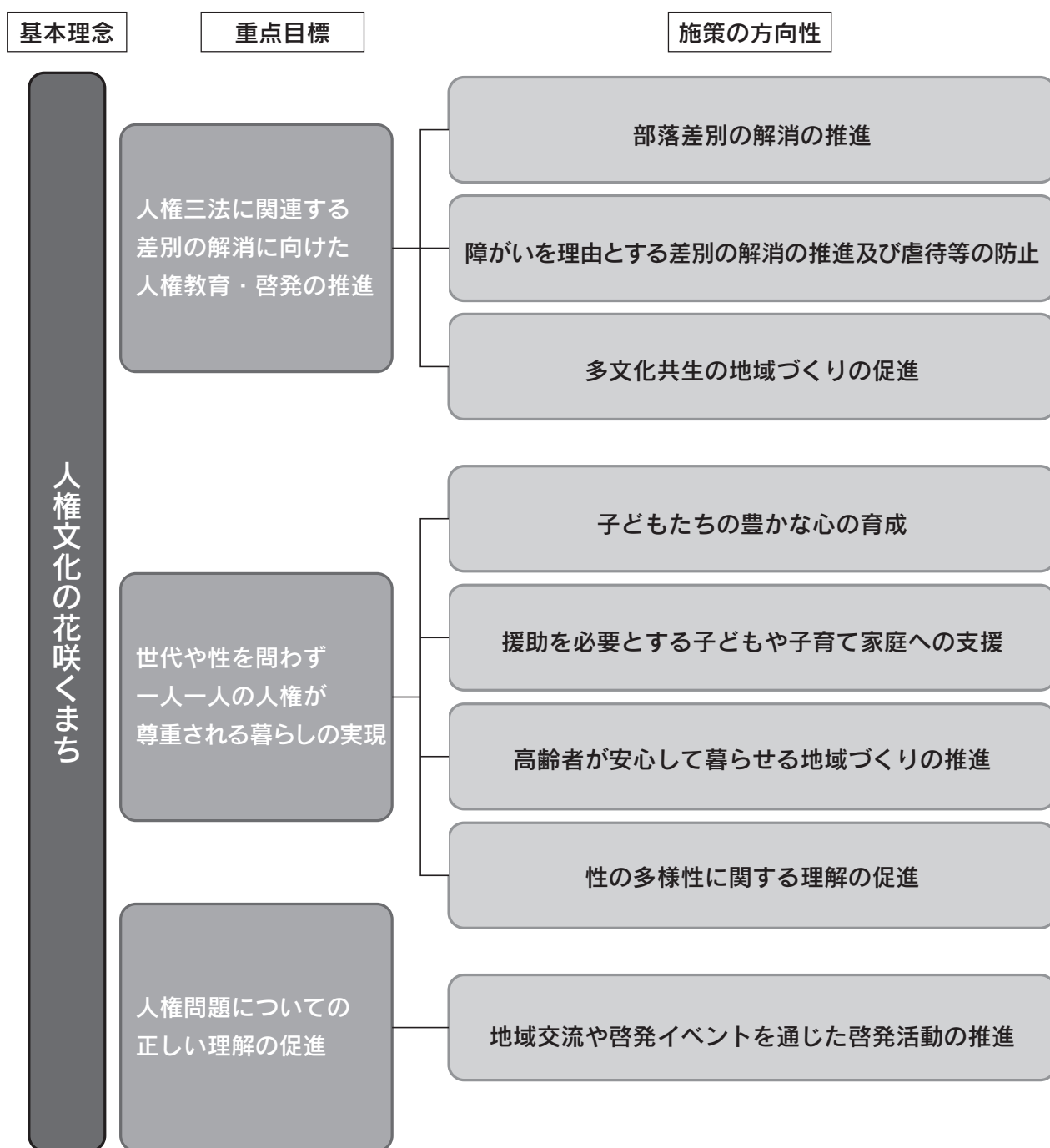
③ 人権問題についての正しい理解の促進

あらゆる人権問題について、それぞれ正しく理解してもらうための人権教育・啓発を推進していきます。

3 施策の体系

本計画における施策を体系的に整理すると下図のようになります。

【施策の体系図】



本計画における人権教育及び人権啓発に係る施策については、重点目標ごとに以下のとおり推進していきます。

重点目標

①

人権三法に関連する差別の解消に向けた人権教育・啓発の推進

◎ 部落差別の解消の推進

「部落差別解消推進法」が施行された現在においても、結婚や就職、土地購入の際に心理的差別が残っていることによって、部落差別につながる身元調査や差別的な問い合わせなどが発生しているほか、インターネット上において悪質な部落差別に関する情報が存在し、差別の助長・拡散につながっています。

また、人権に関する市民意識調査では、「被差別部落の人に対して、教育・職業・結婚について現在も悪質な部落差別事象、事件などがあると思いますか」の問いに対して、「分からない」と回答している人が最も多くなっていることから、差別の現実が見えづらくなっていることや差別に無関心になっていることが推測されます。

今後も「部落差別解消推進法」に明示されているとおり、地方公共団体の責務として、部落差別の解消に向けた施策を講じ、教育・啓発の強化を進めていく必要があります。

【具体的な施策】

○部落差別の解決に向けた教育、啓発の推進

- 部落差別についての研修や講演会等を通じて、多くの人に部落差別について正しく理解してもらうとともに、部落差別解消推進法の認知度向上に努めます。
- 差別が見えにくくなってきている現状に対応するため、差別の実態調査を進めていきます。

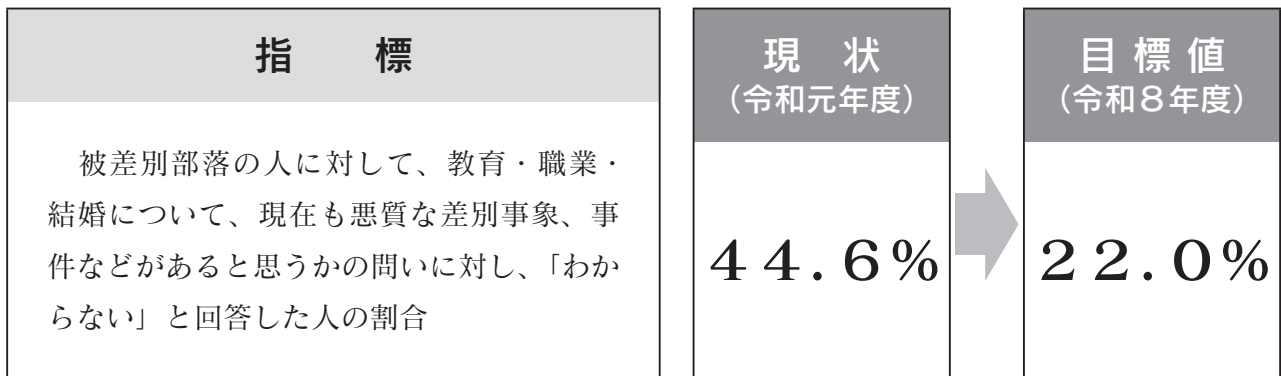
主な取り組み：部落差別についての研修及び講演会の実施、インターネットモニタリングの実施、
部落差別の実態調査

○差別事象の早期解決と再発防止

- 本人通知制度の普及を促進し、部落差別等につながる住民票等の不正取得の防止を図ります。
- 差別事象が発生してしまった際に、マニュアル等の活用及び関係機関との連携により、早期解決に取り組みます。

主な取り組み：本人通知制度の普及促進

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 障がいを理由とする差別の解消の推進及び虐待等の防止

人権に関する市民意識調査では、障がい者の人権について、どのようなことが人権問題となっているかの問い（複数回答可）に対して、「障がいに対する人々の理解が足りない」と回答した人が最も多くなっています。

全国的に見ても、障がいに対する理解が足りないために、障がい者の人権を無視した事件や障がいを理由として不利益な取り扱いを受ける事例が発生しています。

本市では、平成30（2018）年度に「第3次荒尾市障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らすことができるまちづくりを進めています。

今後も引き続き、「障害者差別解消法」に明示されているとおり、地方公共団体の責務として、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を講じ、教育・啓発の強化を進めていく必要があります。

【具体的な施策】

○障がいに対する理解の促進

障がいには様々な種類があり、人によって症状や程度も異なり、外見だけでは分からない障がいもあり、周囲の理解やサポートが必要なことから、障がいに関する理解の促進が必要となっています。

- 様々な障がいのある人と接する機会の多い市職員に対し、障がいへの理解を深めるための研修を毎年実施します。
- 市が主催する各種イベントにて障がいに関する展示等を行うことで、障がいに対する理解の促進を図っていきます。
- 本市で様々な計画を策定する際の委員について、障がいのある当事者や家族等の意見を反映するため、障がい者団体からの委員就任を促進します。

主な取り組み：市職員向けの研修の実施、計画等策定時の当事者等の意見反映

○障がいを理由とする差別の解消の推進

- 市が主催するイベントや広報誌、ホームページ等を活用して、障害者差別解消法が定めている障がいを理由とする差別を禁止すること及び障がい者にとっての社会的障壁を取り除くために必要で合理的配慮を行うことを周知し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

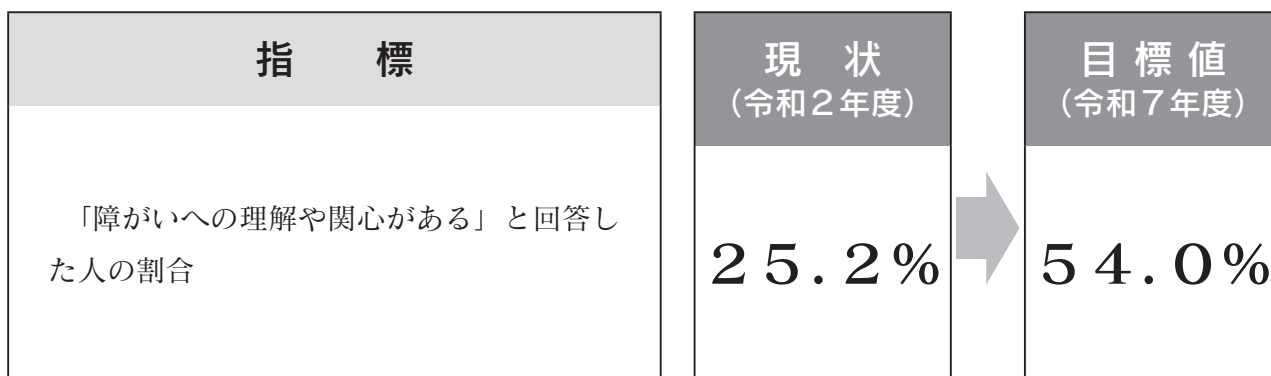
主な取り組み：差別の解消に向けたセミナーや講演会等の実施

○権利擁護の推進及び虐待の防止

- 障がいのある人の権利を擁護するために成年後見制度の普及に取り組みます。
- 広報紙、ホームページ、出前講座等を活用して、虐待に関する相談窓口の周知を図ります。さらに、必要に応じて、家族会などの相談先を紹介するなどして、家族の負担を軽減することで、虐待防止に努めます。

主な取り組み：成年後見制度の普及促進

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 多文化共生の地域づくりの促進

日本に在住あるいは訪問する外国人の数は、新型コロナウイルス感染症流行前まで年々増加していました。荒尾市にも令和元（2019）年末時点で約400人住んでいます。

しかし、残念なことに、国内では以前から外国人に対する偏見等により、差別事例やトラブル等が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や差別行為も発生しており、外国人に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけるようなことがおきています。

このような状況のなか、外国人に対する差別の解消に向けて、平成28（2016）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。この法律には、地方公共団体の責務として、外国人に対する差別の解消に向けた施策を講じることが明示されています。

差別の解消に向けて、行政、学校、事業所、市民が外国人の人権についての関心を高め、外国人が暮らしやすく、活動しやすい多文化共生の地域づくりを進めていく必要があります。

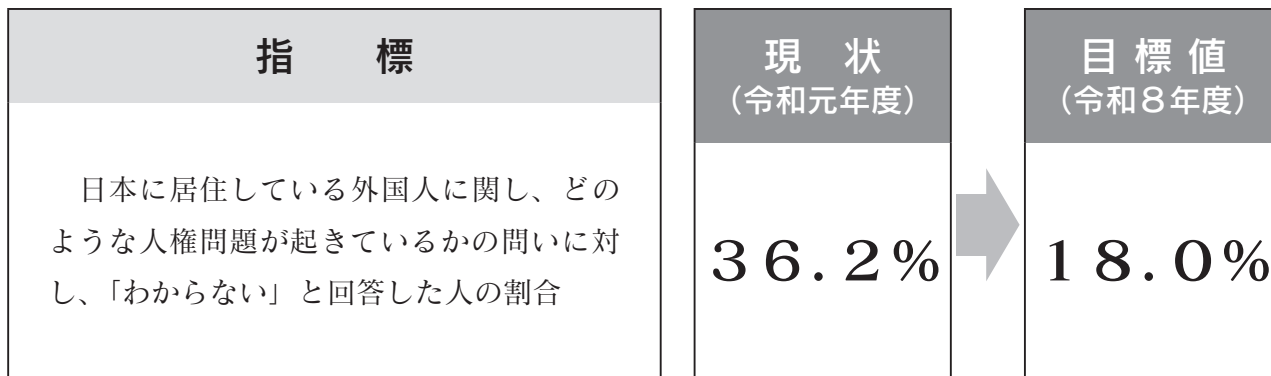
【具体的な施策】

○外国人との相互理解を深めるための啓発

- 外国人労働者をはじめとする荒尾市内に在住する外国人の方が、生活する上で必要な日本語を学ぶ機会及び生活や地域の情報（ゴミ出しルールなど）、文化などを学ぶ機会として開催する「あらおにほんご交流ひろば」等の事業を通じて、外国人との相互理解を深め、国内で発生している特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や外国人への理解不足に起因する差別行為の発生を防ぎます。

主な取り組み：あらおにほんご交流ひろば、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 子どもたちの豊かな心の育成

人権に関する市民意識調査では、子どもの人権について、どのようなことが人権問題となっているかの問い（複数回答可）に対して、「いじめが起きていること」と回答した人が、最も多くなっています。また、市民意識調査では、「インターネットによる人権侵害」の関心が高い結果となっていますが、多くの子どもがスマートフォン等を所有していることもあり、インターネットやSNS等において、子どもが加害者や被害者となり、いじめやトラブルに巻き込まれる事案が全国的に発生しているため、正しい便利な使い方を指導する等の対策が必要となっています。

本市では、「荒尾市教育振興基本計画」や「いじめ防止基本指針」を策定し、子どもたちの安心・安全の環境づくりに取り組んでいますが、今後も引き続き、取り組みを進め、子どもたちの豊かな心の育成に取り組めます。

【具体的な施策】

○いじめや不登校の解消の推進

- いじめや不登校などの問題に対して、教職員の研修や子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員（中学校）を配置しており、引き続き指導及び支援体制の充実を図ります。
- 多くの子どもがスマートフォン等を所有していることもあり、インターネットやSNS等において、子どもが加害者や被害者となり、いじめやトラブルに巻き込まれる事案も発生しているため、インターネットやSNS等の正しい便利な使い方を指導する等の対策を行っていきます。

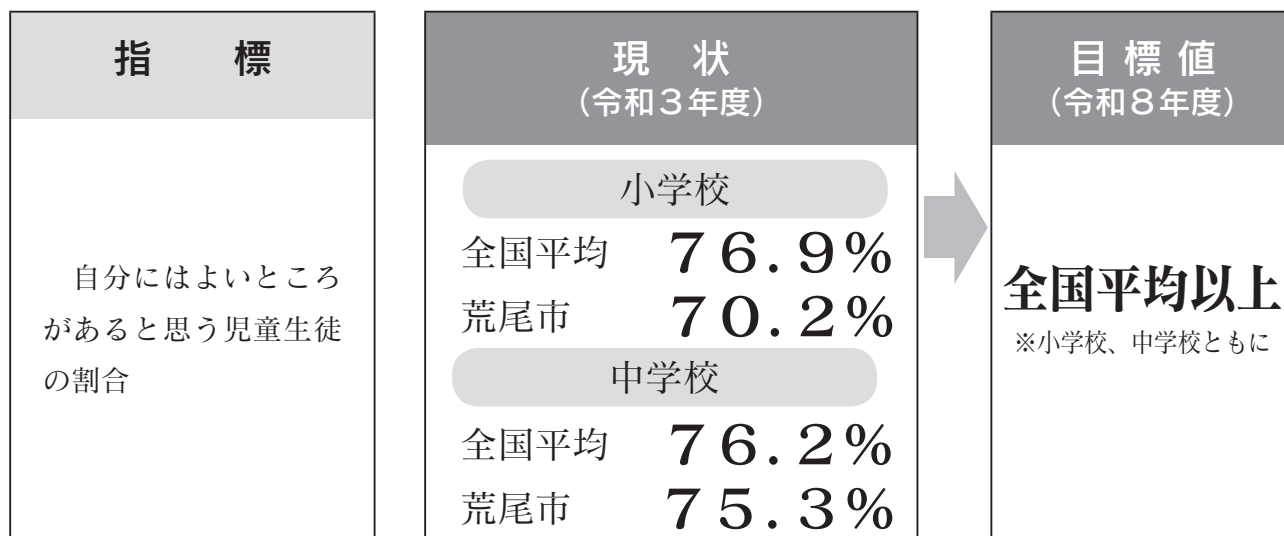
主な取り組み：SNS等の適切な利用の促進、不登校の解消の推進に向けた支援体制の充実

○子どもの人権を尊重する教育、啓発活動

- 子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、子どもを中心に保護者・地域・学校・行政との間で様々な情報を交換するなど、緊密な連携・協働を図ります。
- 各保育所及び認定こども園、小学校、中学校、高校、支援学校において、それぞれの生活における身近な人間関係の問題や社会に存在する様々な人権問題について、正しい知識と理解を深めるための教育活動を推進します。そのために、市同教や荒尾市教育委員会が中心となって、保育所及び認定こども園等関係職員、教職員を対象とした研修の機会を確保し、その充実を図ります。
- 子どもたちの人権に関する取り組みを発信することで、保護者を中心としたおとなに対しての人権尊重意識向上のための啓発活動へとつなげていきます。

主な取り組み：保育所及び認定こども園等関係職員、教職員向け研修

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

人権に関する市民意識調査では、子どもの人権について、どのようなことが人権問題となっているかの問い（複数回答可）に対して、「虐待を受けること」と回答した人が、2番目に多くなっています。

また、子どもの貧困は、単なる経済的な問題だけにとどまらず、健康や学力、将来の夢・希望などに影響を与えていることが分かっています。子どもの現状や将来が、生まれ育った家庭の環境に左右されず、全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりが必要となっています。

本市では、令和2（2020）年度に「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この事業計画に沿って、今後も引き続き、関係機関と連携し、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境や子育てができる環境を整える取り組みを進めていきます。

【具体的な施策】

○児童虐待防止対策の推進

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターを核として、地域の関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を提供することで、児童虐待の発生予防や早期発見に努めます。
- 虐待発生時には、迅速な対応ができるよう、子ども家庭総合支援拠点が児童相談所等との連携を密に取り、早期に的確な対応を行います。
- 子どもやその家庭が気軽に相談できる窓口として、両拠点の周知を図ります。

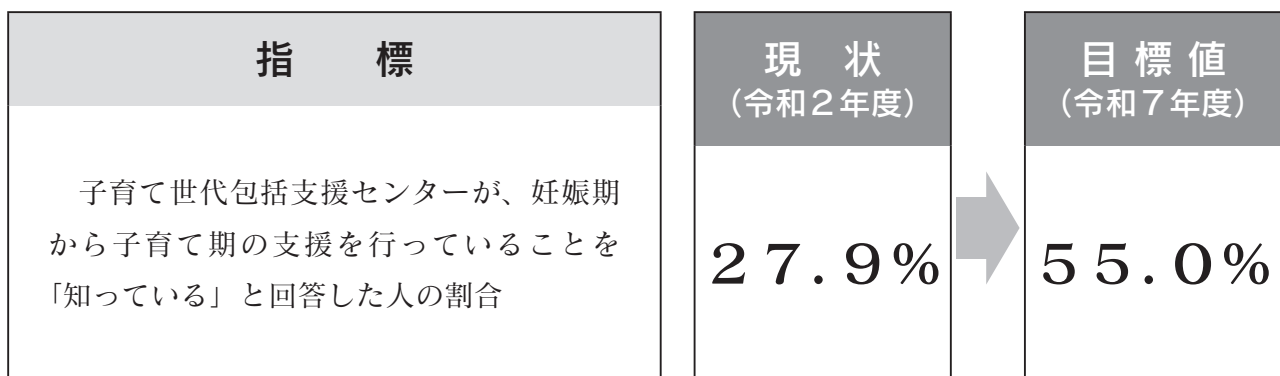
主な取り組み：子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の一体的実施による支援体制の充実

○子どもの貧困対策の推進

- 子どもの貧困対策を効果的に推進するために、関係機関（者）と連携しながら、支援が必要な方を的確に把握し、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の4つの観点から支援を行います。
- 支援が必要な方が各種手当や支援制度を認知・活用できるよう、相談体制の拡充や、制度や相談窓口に関する広報や啓発活動を推進します。

主な取り組み: 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業・母子家庭等高等職業訓練促進給付事業、
子どもの学習・生活支援事業

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 高齢者が安心して暮らせる地域づくりの推進

国内では、高齢化率が上昇し続けており、本市においても令和3（2021）年3月末時点の高齢化率は35.8%となっており、多くの高齢者が暮らしています。

このような中、高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺、家庭・高齢者施設等における高齢者虐待など高齢者の人権に関わる様々な問題が起きています。人権に関する市民意識調査においても、高齢者の人権について、どのようなことが人権問題となっているかの問い（複数回答可）に対して、「悪徳商法・特殊詐欺の被害が多いこと」と回答した人が、最も多くなっています。

本市では、令和3（2021）年度に「第8期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者の権利を守る取り組みなどを進めていますが、今後も引き続き、取り組みを進め、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。

【具体的な施策】

○認知症サポーターの養成

- 高齢者が、認知症になっても安心して生活するためには、市民に認知症の正しい知識と理解をしていただくことが重要です。そのため、認知症サポーター養成講座等を通して、幅広い世代に対し、認知症の理解を推進します。

主な取り組み：認知症サポーター養成講座

○成年後見制度の利用促進

- 認知症などの理由で判断能力が不十分な方の権利を守る成年後見制度の普及のため、権利擁護推進センターを設置するなど、必要な方が適切に利用できるよう体制を整備します。
- 成年後見制度に関する出前講座等を行い、制度の周知に努めます。

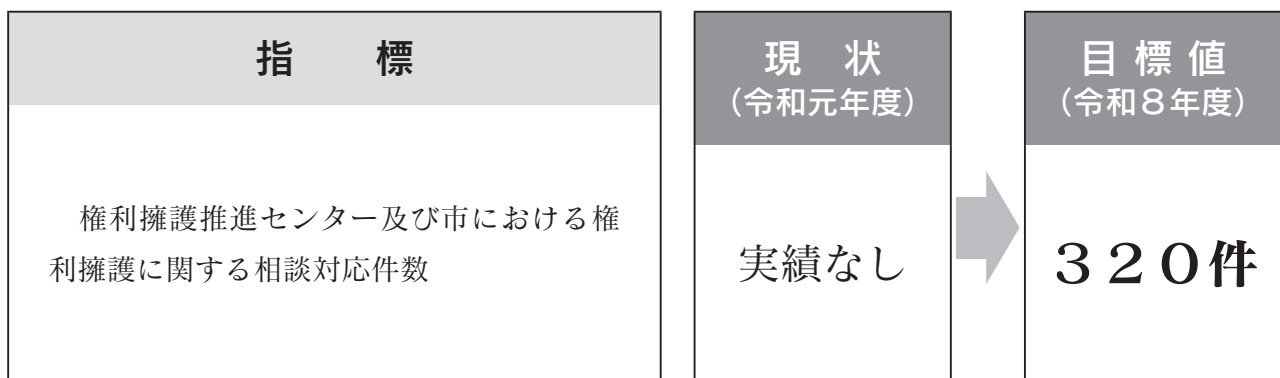
主な取り組み：権利擁護推進センターの設置運営

○高齢者虐待の対応

- 高齢者に対する虐待の背景には、介護者の介護疲れやストレス、介護者の特性や高齢者との関連性などの介護者・家族に関わる要因があることから、関係者や関係機関とのネットワーク構築のため「荒尾市虐待防止等対策地域協議会」を設置しています。今後も高齢者虐待に早期に対応するため、関係機関と連携した取り組みを進めます。

主な取り組み：高齢者虐待防止に関する研修会の実施

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 性の多様性に関する理解の促進

女性に対する職場での差別待遇や性的指向・性自認を理由とする差別的な言動など、多くの性のあり方に対する人権問題が発生しています。

人権に関する市民意識調査においても、女性の人権について、どのような人権問題が起きているかの問い（複数回答可）に対し、「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント等）」や「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え等、ジェンダーともいう。）に基づく差別的取扱い」といった回答が多くなっています。

また、性的指向・性自認については、人権に関する市民意識調査で、※LGBTなどの性的少数者に関して、どのような人権問題が起きているかの問い（複数回答可）に対し、「分からない」と回答した人が2番目に多くなるなど理解が進んでいない現状があります。

これらの結果は、「男は仕事、女は家庭」、「性は男性と女性の2つで、異性を恋愛の対象とすることが当たり前」といった固定観念が生んだものであり、これらを解消し、性の多様性についての理解を促進する取り組みが必要となっています。

※LGBT

- レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が異なる人）の頭文字を組み合わせたものです。この他にも、この4つに分類されない性的指向・性自認をもつ人がいます。

【具体的な施策】

○性別による固定的な役割分担意識の是正

- 本市が策定している「荒尾市男女共同参画計画」に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、研修やイベント等を通じて啓発を行います。

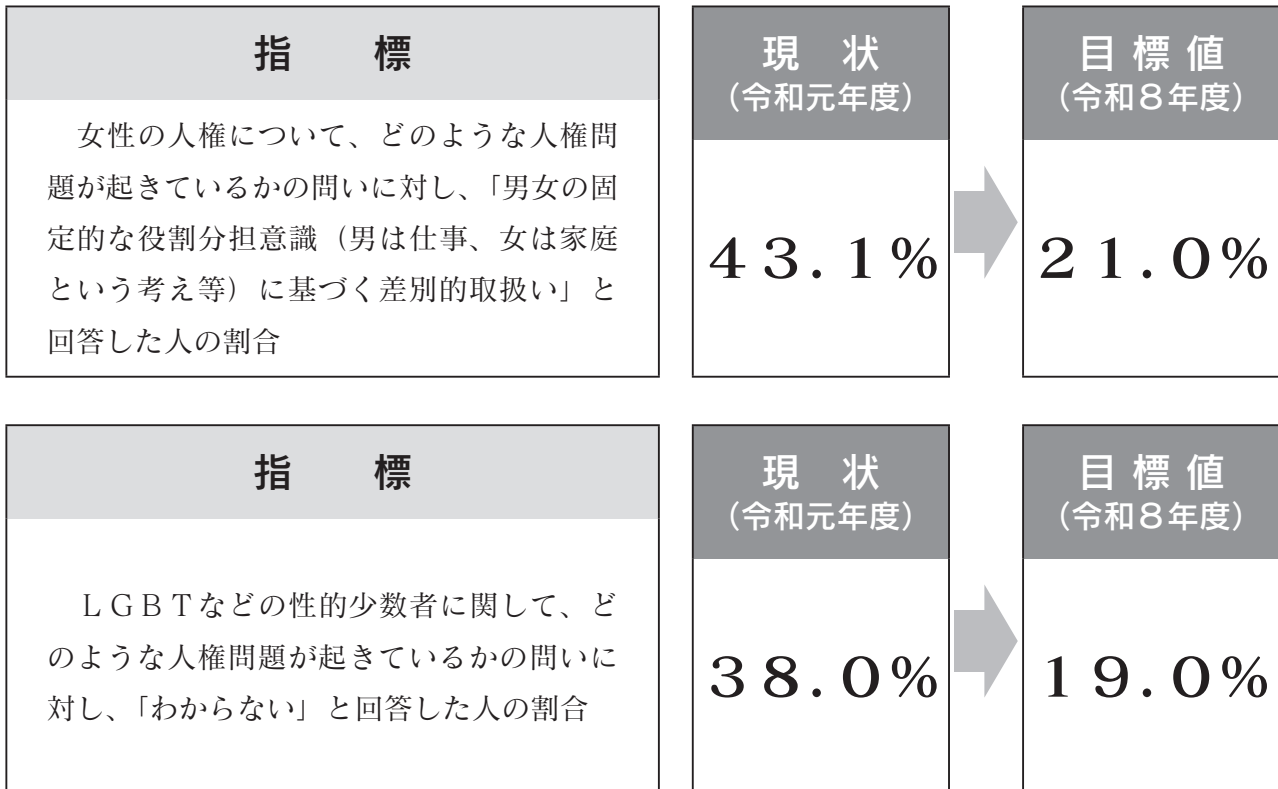
主な取り組み：荒尾市男女共同参画フォーラム

○性的指向及び性自認に関する理解の促進

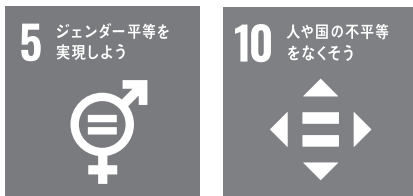
- 性的指向や性自認に関する理解を促進します。

主な取り組み：性的指向や性自認に関する研修会及び啓発イベントの実施

数値目標



特に関連するSDGsのアイコン



◎ 地域交流や啓発イベントを通じた啓発活動の推進

「人権教育・啓発推進法」の基本理念にあるとおり、人権教育及び人権啓発は、あらゆる場を通じて、効果的に行う必要があります。

そのためにも、地域との交流の機会を生かした啓発活動の実施や様々な啓発イベントを開催することでより多くの人に人権問題に触れてもらえるよう努め、人権問題についての正しい理解を促進します。

【具体的な施策】

○人権啓発センターや児童センターを利用した地域住民の交流や事業の促進

荒尾市人権啓発センターは、地域交流の促進及び学習活動を推進し、あらゆる人権問題の解決を目的に運営されています。

また、荒尾市児童センターは、遊びを通じて、基本的人権の尊重、あらゆる人権問題の解決を目的に運営されています。

これまで、それぞれ地域交流の場や子どもたちの交流の場として、人権教育・啓発の場として活用されてきました。

今後も引き続き、それぞれの主催事業等を通じて、人権教育・啓発を推進していきます。

主な取り組み：人権啓発センター主催事業、児童センター主催事業

○人権問題を身近に感じてもらう人権啓発イベントの実施

本市では、人権啓発において、様々な取り組みを実施しています。

特に荒尾市人権フェスティバルは、「育てよう 一人ひとりの 人権意識」をテーマにあらゆる人権問題を考える場として、平成13（2001）年から開催されており、市民向けの最大の人権啓発イベントとして開催しています。

今後も引き続き、人権問題を身近に感じてもらう人権啓発イベントの実施に取り組めます。

主な取り組み：荒尾市人権フェスティバル、人権問題講演会

数値目標



※この指標は、すべての方に人権問題について関心を持ってもらうことを目標にするものです。

関連するSDGsのアイコン



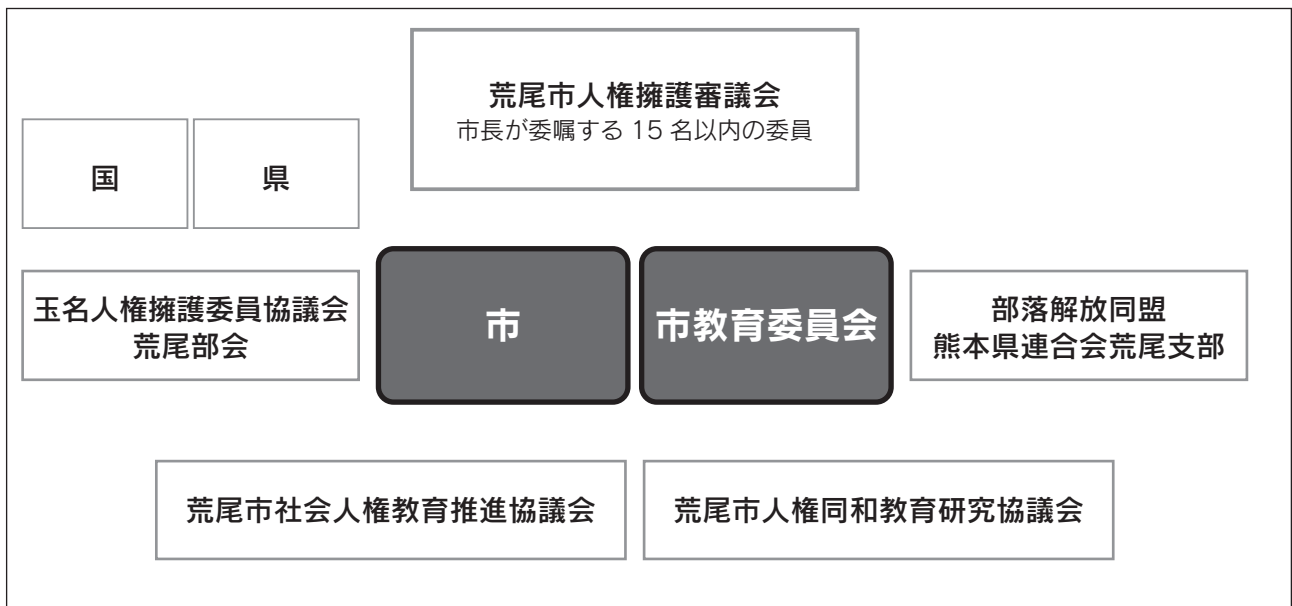
※計画期間内に時期が到来する指標については、その時点での達成状況によって、さらに数値の向上を目指します。

1 計画の推進

本市の人権教育・啓発は、第1章にあるとおり、これまで関係団体と連携・協働して取り組んできましたが、本計画の推進においても、引き続き関係団体との連携・協働による取り組みを中心に事業を実施していきます。

あわせて、国・県から「人権啓発活動地方委託事業」を受託し、様々な事業を実施することで、計画を推進していきます。

【計画の推進体制】



2 計画の評価

本計画の推進に当たっては、毎年度、それぞれの重点目標に掲げる施策に関連する事業の実施状況を把握し、点検や課題の整理を行います。

また、市長が委嘱する15名以内の委員で構成される「荒尾市人権擁護審議会」において、推進状況を報告し、当審議会からの評価及び意見を受けることとします。

資料編

○荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例

平成7年3月28日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、部落差別をはじめ、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別（以下「部落差別等」という。）をなくし、人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政の全般にわたり市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等をなくすため自ら人権意識の向上に努めるとともに、差別及び差別を助長する行為をしてはならない。

(施策の推進)

第4条 市は、部落差別等をなくすため、一般施策として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護意識の高揚等に関する施策の推進に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、関係諸団体と協力関係を密にし、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、第4条による諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 市は、この条例の目的達成に必要な事項を調査審議するため、荒尾市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例の施行の日から起算して5年を経過した時点において、この条例の改廃について審議し、その結果を市長に建議するものとする。
- 3 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成7年荒尾市規則第23号で、同7年7月1日から施行）

○荒尾市人権擁護審議会規則

平成7年6月27日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、荒尾市部落差別をなくす等人権を守る条例（平成7年条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、荒尾市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動の充実に関する事項
- (2) 部落差別等をなくすための施策の推進に関する事項
- (3) 市民の意識調査の実施と結果の集約に関する事項
- (4) 条例第4条に掲げる施策に関する基本的な方針に関する事項
- (5) その他前各号に定めるもののほか、重要な施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、部落差別及び人権問題に関し識見を有する者から意見を聴くことができるものとする。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する者で組織する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部人権啓発推進室において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日規則第12号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第13号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 30 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

[平成十二年十二月六日号外法律第四百七十七号]

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

[平成二十五年六月二十六日号外法律第六十五号]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

- イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
- ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔令和三年六月四日法律第五六号〕

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律

[平成二十八年六月三日号外法律第六十八号]

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

○部落差別の解消の推進に関する法律

[平成二十八年十二月十六日号外法律第九号]

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

